

序論

一 地方財政法の基本的な理念

（二）国及び地方公共団体の財政責任の明確化と財政秩序の確立

したがって、租税負担のほかにいわゆる税外負担というようなものが存在するという事は、行政の質量とその経費及び財源と国民負担との関係を不明確にし、国民負担の合理化を妨げることとなるのみならず、財源の配分を混迷させ、財政の秩序をみだすこととなるものといわなければならない。（中略）

要するに、国と地方公共団体、地方公共団体相互間の財政責任の明確化を図り、もって財政秩序の確立を図ることが、地方財政法を貫く基本的精神の一となっているのである。（P5-6）

二 地方財政法の沿革

（三）昭和三十五年の改正の経緯

しかもまた現実に都道府県がその負担を過重に市町村に転嫁する事例が散見せられ、それがまた P・T・A 寄附金等の税外負担金の増大というような不健全な財政運営を余儀なくせしめる結果となっていたのである。このような点に留意して、地方公共団体間の財政秩序の適正化を図るとともに、P・T・A 寄附金等の税外負担の徴収というような不健全な財政運営の改善を企図して改正が行われたのである。すなわち、（中略）市町村の経費のうち一定のものについては、その負担を住民に転嫁することを禁じて、P・T・A 寄附金等のいわゆる税外負担金の解消の促進を図る等の措置を講じている。（P16）

（割当的寄附金等の禁止）

第四条の五 国（国の地方行政機関及び裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第二条に規定する下級裁判所を含む。）は地方公共団体又はその住民に対し、地方公共団体は他の地方公共団体又は住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、寄附金（これに相当する物品等を含む。）を割り当てて強制的に徴収（これに相当する行為を含む。）するようなことをしてはならない。

一 本条は、割当的寄附金の強制徴収の禁止に関する規定であり、昭和二十七年の改正で加えられたものである。（中略）元来、寄附金は、自発的・任意的なものであるべきであるが、戦後においては、国・地方公共団体・住民の間において、寄附金の名目に隠れた負担の強制的転嫁が甚だしく、これが財政秩序を乱す重大な原因ともなるおそれがあることにかんがみ、設けられた規定である。（P43）

三 寄附金の強制徴収は、直接又は間接を問わない。間接的徴収とは、何々後援会のごとき媒体を設けて目的を達しようとする方法を指す。（中略）

「割り当てる」ということは、当然、強制の意味を含むものであるので、本条はこの「割り当てる」行為自体を禁止し、あわせて「強制的な徴収（これに相当する行為を含む。）」を禁止しているのである。したがって、割り当てをしても強制的に徴収さえしなければよいと解してはならない。（中略）

「強制的に徴収」とは、権力関係又は公権力を利用して強圧的に寄付させるという意味であり、応じない場合に不利益をもたらすべきことを暗示する等社会的心理的に圧迫を加える場合をも含むものである。（P43-44）

（市町村が住民にその負担を転嫁してはならない経費）

第二十七条の四 市町村は、法令の規定に基づき当該市町村の負担に属するものとされている経費で政令で定めるものについて、住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、その負担を転嫁してはならない。

一 本条の目的は、市町村が本来負担すべき経費を住民に対して転嫁すること（税外負担）の排除である。

二 本条制定時にあつては、地方公共団体の住民が、P・T・A関係寄附金、自治会等会費、その他土木・消防等の寄附金等多額の税外負担を事実上強制される状況が多くあり、税外負

担は国民負担の均衡上も、過重負担の合理化の面からも、また地方財政の構造上からも多くの問題を含むものであり、改善が強く要請されたものであるが、その後、本条の趣旨に沿って改善が進められてきている。

三 本条の「住民」には、自然人である住民はもちろん、会社、組合等の法人又は法人とみなされるものも含む。「直接であると間接であるとを問わず」とは、個々の住民から直接負担金、寄附金等を徴収することはもちろん、P・T・Aとか自治会等を通じて徴収することも許されないとの意である。また「負担を転嫁してはならない」と規定されているのは、本法第四条の五に地方公共団体が他の地方公共団体又はその住民に対し寄附金を割り当てて強制的に徴収してはならない旨規定し、割当的寄附金を禁止しているが、従来税外負担金といわれていたものは、実質的には強制的であっても、形式的には任意的な形をとるものが多いので、第四条の五で禁止されていない形式的に任意的な形をとる税外負担金について禁止しようとしているのである。(P235)

四 市町村が住民に負担を転嫁してはならない経費の範囲は、本法施行令第十六条の三に定められているところである。その内容は、

- (1) 市町村の職員の給与に要する経費
- (2) 市町村立の小学校及び中学校の建物の維持及び修繕に要する経費

とされている。

(1)の「市町村の職員」とは、(中略)学校図書館の司書等も当然これに該当する。

(2)の市町村立の小学校及び中学校については、建物の維持修繕に要する経費のみを禁止の対象としており、建物の建設費については禁止の対象から除外されているが本条の趣旨からみて、建物の建設費についても一般的にはこれを住民に負担転嫁することは許されないものと解すべきである。次に建物とは、校舎・屋内運動場はもとより、校地内にある校用建物(例えば別棟の学校図書館・集会場・屋内プールの上屋など)を指すものである。「維持修繕に要する経費」の概念に含まれるものとしては、まず「維持に要する経費」として、学校の建物の維持管理のための経費、すなわち、火災保険料・電灯料・水道料・管理用消耗品等の経費が考えられる。また、「修繕に要する経費」としては、通常の破損の修理とか壁の塗替え等に要する経費、修繕に要する消耗品の購入費などが考えられる。(P235-236)

通知

地方財政法及び同法施行に関する命令の実施についての依命通達（抄）

（昭和 23 年 7 月 7 日 地財委発第 300 号 各都道府県知事あて地方財政委員会事務局長通知）
（改正 昭和 29 年 6 月 22 日 自乙財発第 34 号）

第二 地方財政の運営に関する事項

三 国又は国の出先機関が地方公共団体又はその住民に対し、地方公共団体が他の地方公共団体又は住民に対し、直接に又は外郭団体を通じて間接に寄附金（これに相当する物品等を含む。）を割り当てて強制的に徴収（これに相当する行為を含む。）しているような事例を往々見受けるが、（中略）地方公共団体の場合にあつては、その収入が欠くことのできないものであるときには税にして徴収し、住民相互の負担を公明、且つ、合理的ならしめるよう努力するとともに、一般財源の不足を寄附金に求め、これを住民に割り当て強制的に徴収するようなことはしてはならないこと。

- (1) 従来 P・T・A、警察後援会、消防協会その他の後援団体が学校、警察、消防等本来地方公共団体が支弁すべき性質を有する経費を負担している場合は、できる限り優先的に地方公共団体の予算的に計上し、住民負担の合理化を図るとともに財源を割当的寄附金に求めざるを得ないような事業は極力抑制すること。
- (3) 外郭団体を通じて強制的に寄附金品の徴収を行う場合は勿論、寄附金品を割り当てて徴収する場合も間接的には寄附金品を強制的に徴収することになるので、この主の行為を厳に抑止すること。
- (4) 今回の措置による寄附金の整理による住民負担の合理化については、その結果を知るに足る資料の整備に努め、随時当該地方公共団体の議会又は住民に公表する等周知徹底に関し適宜必要な方途を講ずること。

(P388-390)